規　則

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年五月十七日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一六―〇―六七

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

別表第三中「人事院様式601」を削り、同表の表面中「平成」を「令和」に改める。

別表第四中「人事院様式602」を削り、同表の表面中「平成」を「令和」に改める。

別表第六中「人事院様式603」を削り、同表の表面中「平成」を「令和」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）に基づき、人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年五月十七日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二二―二―一

人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を次のように改正する。

別記様式裏面中「平成」を「令和」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。